

令和8年度「山口市安心サポート事業」について

1 試行的運用に係るサービス提供の継続

令和7年度に引き続き試行的運用を継続することで、当該サービスの課題の収集を継続する。

対象者 高齢者2人(施設入所者1人 在宅生活者1人)

障がい者2人(施設入所者1人 在宅生活者1人)

2 サービス提供体制の強化

① 意思決定応援サポーターの養成

令和8年度第2四半期を目途に養成講座を開催

② 日常的金銭管理サービス事業者の確保

日常的金銭管理サービスを提供できる事業者の確保

3 監督機関の設置

「サポート事業推進会議」の設置を行う。

構成 山口県弁護士会に所属する弁護士

山口県司法書士会に所属する司法書士

山口県社会福祉士会に所属する社会福祉士

山口市基幹型地域包括支援センター職員

山口市障がい者基幹相談支援センター職員